

研究活動における不正行為の防止等に関する責任範囲と権限及び相互関係

区 分	責任範囲及び権限	相互関係
最高管理責任者 [機構長]	機構全体を統括し、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う者 ・ 統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止及び早期発見と是正を図れるよう、適切にリーダーシップを発揮する。	統括管理責任者及び部局責任者への指示
統括管理責任者 [財務を担当する理事] [研究を担当する理事]	最高管理責任者を補佐し、機構の研究活動における不正行為の防止について機構全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者 ・ 機構の研究活動における不正防止計画の策定及び実施並びに実施状況のモニタリング	最高管理責任者への報告及び部局責任者への指示
部局責任者 [総合地球環境学研究所長]	機関の研究活動における不正行為の防止について実質的な責任と権限を持つ者 ・ 研究活動における不正防止計画の実施及び当該機関職員等への指示	統括管理責任者への報告